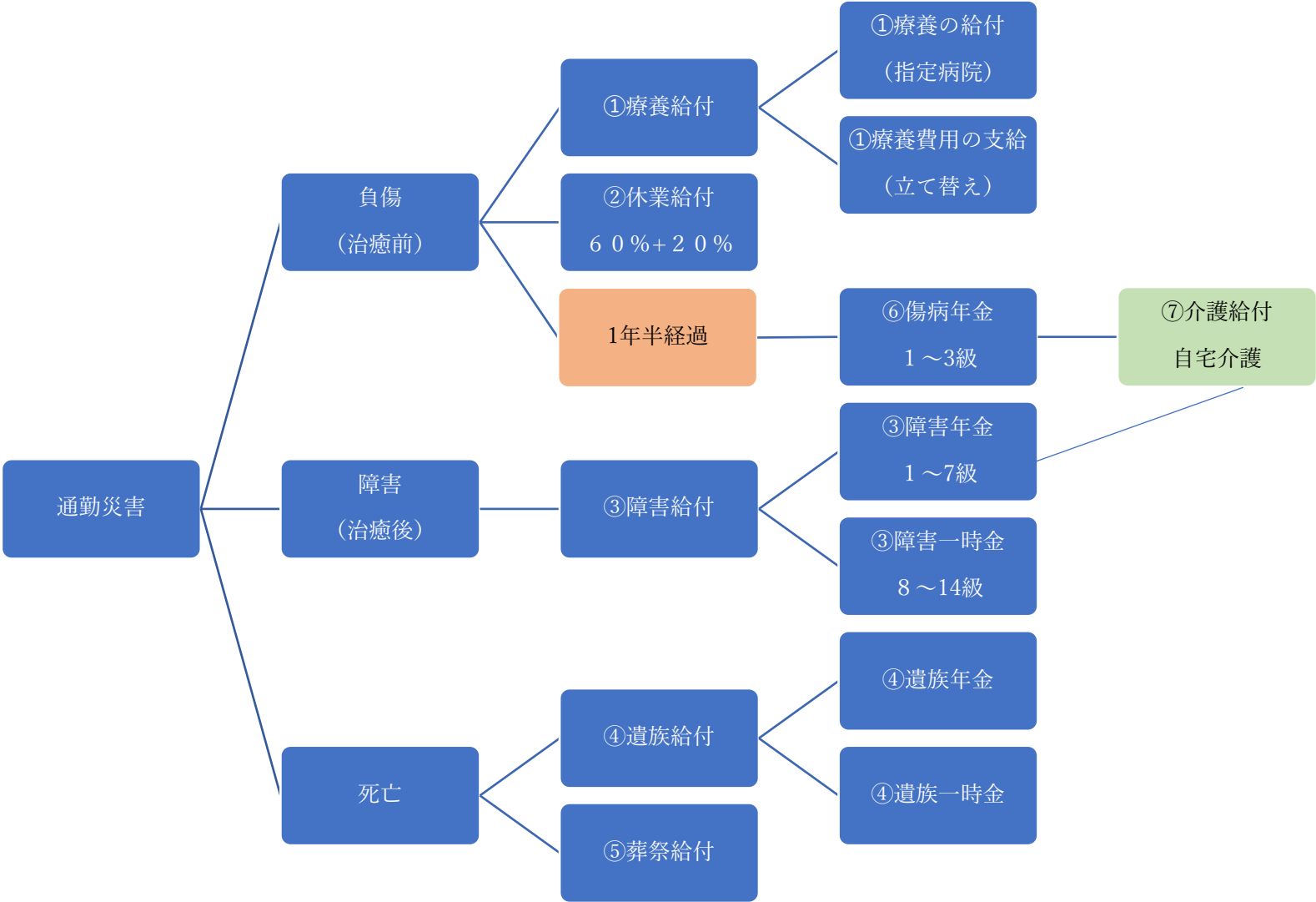


# 通勤災害保険給付のチャート



①療養給付	治療費	
	労災指定病院	必要な療養の給付を自己負担なく受けられる現物給付
	労災指定病院以外	すでに負担した治療費等の費用をあとで現物給付
※10割負担		
②休業給付	給付基礎日額の60%+特別支給金(社会復帰促進事業)の20% ※給料の40%は保険会社負担	
③障害給付	治癒後(症状固定後)	
	障害年金(1~7級) 障害者年金との併給調整あり	年金給付基礎日額の131日~313日分
	障害一時給付金(8~14級)	給付基礎日額の503日~56日分
※障害特別支給金、障害特別年金・一時金が併せて支給される		
④遺族給付	死亡事故	
	年金受給資格者	年金給付基礎日額の153日~245日分
	年金受給資格者がいない(一時金)	給付基礎日額1000日分
遺族特別支給金、遺族特別年金・一時金が併せて支給される		
⑤葬祭給付	給付基礎日額の30日分+31万5000円	
⑥傷病年金	けが・疾病から1年6か月を経過しても治癒しない	
	1級	313日分
	2級	277日分
	3級	245日分
※傷病特別支給金、傷病特別年金が併せて支給される		
⑦介護給付	常時または随時介護の場合(ナスバの介護料と併用できない。労災の介護料は損害賠償額から控除される)	
	常時介護	上限17万2550円
	随時介護	上限8万6280円
※ナスバの介護料 最重度(85,310円~211,530円)、常時要介護(72,990円~166,950円)、随時要介護(36,500円~83,480円)		



※給付基礎日額は平均賃金相当額、年金給付基礎日額は平均賃金相当額または年齢階層別最低・最高限度額